

資料 1-2

静岡市障害者自立支援協議会部会等設置要領

(設置目的)

第1条 静岡市は、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、次条に掲げる部会を静岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(設置する部会及び所掌事項)

第2条 設置する部会及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 相談支援事業評価部会

- ア 相談支援事業の評価基準及び評価方法に関すること。
- イ 相談支援事業者の評価の実施に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(2) 地域生活支援部会

- ア 障がい者等に係る社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号。）第4条第2項に規定する地域生活課題の解決に関すること。
- イ 地域生活支援ネットワークの整備に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(3) 権利擁護・虐待防止部会

- ア 障がい者等の権利擁護・虐待防止に係る普及啓発に関すること。
- イ 障がい者等の虐待事例の情報共有及び事例検証に関すること。
- ウ 障がい者虐待の早期発見、再発防止策の検討に関すること。
- エ 障がい者の差別解消策の検討に関すること。
- オ 前4号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(4) 就労支援部会

- ア 障がい者等の就労に係る課題の共有及び解決に関すること。
- イ 障がい者等の就労に係る支援の連携に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(5) 地域移行支援部会

- ア 障がい者の地域移行に係る取組の推進に関すること。
- イ 多様な居住の場の確保の推進に関すること。
- ウ 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(6) 子ども部会

- ア 障がい児等に係る課題の共有及び解決に関すること。
- イ 障がい児等の支援の連携に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(7) 相談支援部会

- ア 指定相談支援事業及び相談支援事業の体制の整備に関すること。
- イ 指定相談支援事業及び相談支援事業の課題の共有及び解決に関すること。
- ウ 指定相談支援事業者及び相談支援事業者同士の連携に関すること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 部会は、協議会の委員、障がい児者、障がい者関係団体、有識者、障がい福祉サービス関係者、行政機関の職員その他市長が必要であると認める者のうちから、市長が指名又は任命した者をもって組織する。

(部会員の任期等)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会員の改選は、協議会の委員の改選と併せて行うこととする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会員は、部会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、次項及び第4項で規定する方法により、協議会の委員のうちから選出することを基本とする。
- 3 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となり、会議を進行する。また、協議会に対して部会の活動を報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者を出席させることができる。

(運営)

第7条 部会の運営は、部会長を中心に、それぞれの部会員が役割分担し、自主的に行うこととする。

2 部会員が共通認識を持って部会を運営するため、部会の会議の目的等を定めるとともに、事業実施に当たってはスケジュールを定め行うよう努めることとする。

(プロジェクト)

第8条 部会は、第2条の所掌事項について具体的な検討を行うため、検討課題ごとにプロジェクトを置くことができる。

2 第3条から前条までの規定は、プロジェクトについて準用する。この場合において、同条中「部会」とあるのは「プロジェクト」と、「部会員」とあるのは「構成員」と、「部会長」とあるのは「座長」と、「副部会長」とあるのは「副座長」と、「協議会に対して部会の」とあるのは「協議会又は部会に対してプロジェクトの」と読み替えるものとする。

3 プロジェクトは、第1項に規定する検討課題の解決をもって解散する。

4 プロジェクトでの審議は、プロジェクトの設置から最大3年を目途とする。

(庶務)

第9条 部会及びプロジェクト（以下「部会等」という。）の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課、保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課、保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課及び静岡市基幹相談支援センターが共同して処理することを基本とする。

2 市長は、必要があると認める者に、前項に掲げる者と共同して部会等の庶務を処理させることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会等の運営に関し必要な事項は、部会等で協議の上定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会設置要領の廃止)

2 静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会設置要領（平成28年11月18日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 施行日において現に置いている部会等の運営が、この要領の規定に適合していないときは、施行日から3年以内を目途として、この要領の規定に基づき運営するよう努めるものとする。